

## 令和6年度第1回長野県青少年問題協議会 議事録

- 開催日時 令和6年7月26日（金）13：30～15：30
- 開催場所 県庁議会棟404・405号会議室
- 出席委員 荒井委員、荒川委員、伊藤委員、小澤委員、金山委員、木村委員、佐藤委員、照井委員、西村委員、保科委員、宮原委員、村松委員、若林委員
- 県出席者 高橋こども若者局長、馬場次世代サポート課長、矢萩次世代サポート課企画幹ほか

### 1 開 会

（次世代サポート課 矢萩企画幹）

ただいまから、令和6年度第1回長野県青少年問題協議会を開会します。私は、こども若者局次世代サポート課の矢萩と申します。本日の進行を務めさせていただきます。

それでは、開会にあたりまして、こども若者局長の高橋寿明よりごあいさつ申しあげます。

（高橋こども若者局長）

長野県県民文化部こども若者局長の高橋寿明と申します。それでは私から開会にあたりまして一言申し上げます。

本日はお忙しい中、令和6年度第1回長野県青少年問題協議会にご出席を賜りまして誠にありがとうございます。また、日頃からそれぞれのお立場で、子ども・若者支援に対しご尽力いただいていることに対しまして、感謝を申し上げます。本協議会は、本県子ども・若者が夢や希望に向けてチャレンジできる社会の実現に向け、子ども・若者育成などに関する総合的施策について必要な重要事項を調査審議するために設置をしているものであります。

本日は、昨年3月に策定をしました「長野県子ども・若者支援総合計画の進捗状況と改訂」につきまして、それから「子どもの性被害の状況」、そして今年4月に全国で初めて創設をしました「信州型フリースクール認証制度」などを議題といたしまして、それぞれ報告をさせていただきます。その後、現在検討を進めております人口減少対策の戦略の策定に向けて、「こどもまんなか社会を実現するには」をテーマに意見交換をお願いする予定であります。先月発表されました本県の令和5年の合計特殊出生率が1.34と過去最低となりました。人口減少対策は、本県におきましても最優先の課題と位置づけまして、県民の皆様と危機感を共有するとともに、現在、若者をはじめ、企業団体等様々な方々と意見交換を実施しているところであります。子どもを産み育てたいと考える若者の希望がかなえられ、将来に希望が持てるよう、こどもまんなか社会の実現に向けて、委員の皆様には日頃子どもや若者と接している中でお感じになられていることを踏まえまして、忌憚のないご意見をいただければありがたいと考えております。以上、私からの挨拶とさせていただきます。本日はどうぞ

よろしくお願いいたします。

(次世代サポート課 矢萩企画幹)

本年は委員の改選期に当たり、令和6年6月14日から本日ご出席の皆様に委嘱させていただいており、委嘱状は皆様の机上に配布させていただいておりますので、ご査収くださいますようお願いいたします。次に、本日の資料ですが、お手元にお配りをしております「資料一覧」のとおりとなりますので、ご確認をお願いいたします。ここで、本日の協議会の定足数について申し上げます。長野県附属機関条例第6条の規定により、本協議会の開催には委員の過半数の出席が必要となっております。本日は委員15名中、出席者13名であり、会議が成立していることをご報告申し上げます。また、本協議会ではありますが、公開で開催し、後日議事録を県ホームページで公開させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次第に従いまして、3の自己紹介に移ります。名簿の順に、荒井委員からお願いいたします。

(荒井委員)

皆さん、こんにちは。信州大学の荒井でございます。昨年度も委員を拝命しておりました。よろしくお願いいたします。

(荒川委員)

長野県弁護士会所属の弁護士の荒川光広と申します。私も昨年度から引き続き委員となっております。よろしくお願いいたします。

(伊藤委員)

株式会社コミュニケーションズアイの伊藤と申します。女性の社長として長野県内で起業し、産業保険の分野でのメンタルヘルス、または東京等へ進学した方々の長野県へ戻って来るためのキャリアコンサルタント等のお手伝いをさせていただいております。よろしくお願いいたします。

(小澤委員)

長野県公認心理師・臨床心理士協会会長の小澤エミと申します。本日はよろしくお願いいたします。昨年度から継続の拝命となります。

(金山委員)

長野県立大学健康発達学部こども学科の金山と申します。こども家庭支援論等を担当しております。よろしくお願いいたします。

(木村委員)

一般社団法人フォースマイルの代表をしております木村かほりと申します。フリースクールの運営ですとか、諏訪圏域こども応援プラットフォーム事務局等を務めさせていただいております。よろしくお願いいたします。

(佐藤委員)

長野県議会議員選出の佐藤千枝と申します。東御市に住んでおります。地元では青少年補導委員、保護司を現在、役職としてさせていただいております。今日はよろしくお願いいたします。

(照井委員)

株式会社PrimaPinguno共創部のプロジェクトマネージャーをしている照井将人と申します。よろしくお願いいたします。一昨年度からの拝命となります。昨年度までは、軽井沢町の総合政策課で、軽井沢高校魅力化プロジェクトに従事しておりました。今年から所属が変わりましたが、教育の魅力化による地域活性化、自己創生事業に携わっております。よろしくお願いいたします。

(西村委員)

お世話になります。飯田市にある児童養護施設おさひめチャイルドキャンプ施設長の西村と申します。長野県児童福祉施設連盟の前会長、今は副会長をしております。社会的養護の立場から意見させていただきます。よろしくお願いいたします。

(保科委員)

篠ノ井西中学校校長の保科潔と申します。長野県中学校校長会の立場で参加させていただきます。よろしくお願いいたします。

(宮原委員)

特定非営利活動法人となりました子どもとメディア信州の副理事長を務めております宮原明人です。昨年度は矢澤がお世話になりましたが、本年度は私の方で出させていただきますのでよろしくお願いいたします。

(村松委員)

皆さん、こんにちは。長野県蘇南高校校長の村松義晴と申します。長野県高等学校校長会で生徒指導の方を担当しております。また、皆さんと一緒にこの会議でいろいろなことを学ばせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

(若林委員)

NPO法人Gland・Richie理事長の若林美輪と申します。昨年度から引き続き委員となります。私は、長野県の中信地区を中心にひきこもり支援事業所ですとか、困難を抱える子どもの学習支援や生活相談の事業所をいくつか経営しております、その他に中信地区の複数の市町村の皆さんと一緒に、それぞれの地域の課題をそれぞれの課題に合わせて解決していく地域共生型の課題解決事業をしております。よろしくお願いいたします。

(次世代サポート課 矢萩企画幹)

ありがとうございました。なお、美齊津委員、宮澤委員は本日ご都合により欠席の連絡をいただいております。次に、本日は委員改選後、初の協議会開催となりますので、会長の選出をお願いしたいと思います。長野県附属機関条例第5条の規定により、会長は委員の互選によることとなっています。会長の選出についてどのようにいたしましょうか。

(西村委員)

昨年度に続きまして荒井委員が適任かと思いますが、皆様いかがでしょうか。

(次世代サポート課 矢萩企画幹)

ただいま、西村委員より荒井委員が適任であるのご発言があり、皆様から拍手をもってご承認をいただきました。ありがとうございます。それでは、荒井委員には会長席へ移動をお願いします。

(荒井会長)

改めまして、信州大学の荒井でございます。よろしくお願いいたします。ここで、会長の職務代理ということで、私が不在となる場合の代理の方を選出する必要があります。昨年に引き続き、長野県立大学の金山委員をお願いしたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(金山委員)

ありがとうございます。謹んでお受けしたいと思います。よろしくお願いいたします。

## 2 議 事

### (1) 長野県子ども・若者支援総合計画の進捗状況及び一部改訂について

(荒井会長)

では議事を進行します。今回、4点ほど議事がございます。順次、事務局から状況から資料説明をいただき、皆様からご意見を頂戴する流れで進めてまいります。

まず(1)「長野県子ども・若者支援総合計画の進捗状況及び一部改訂について」事務局

の方から説明をお願いします。

(次世代サポート課 野澤次世代企画係長)

資料1-1をご覧ください。「成果指標の進捗状況」についてご説明させていただきます。

令和5年3月に、令和9年度までの5か年間を計画期間とする「長野県子ども・若者支援総合計画」がスタートしたところです。新たな計画がスタートして、最初の年度、令和5年度の進捗状況の報告になります。

「1 令和5年度指標の状況」をご覧ください。計画の第3編、「施策の展開」では、表中の区分でお示ししております1～3の3つの方針「結婚、妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会づくり」「誰でも夢や希望に向けてチャレンジできる社会づくり」「健やかに成長、自立できる社会づくり」に分けて施策を展開しておりまして、39の指標が設定されているところでございます。全体の状況でございますが、昨年度よりも好転した指標は13、後退した指標は11となっております。

次に、「2 目標を達成している指標」をご覧ください。現時点で目標を達成している指標は、「県内事業所の男性従業員の育児休業取得率」以下4つございます。

続きまして、「3 基準値よりも後退している指標」をご覧ください。現時点で計画策定時の基準値よりも後退してしまっている指標は、「出生数」以下11個ございます。以上が全体の状況となっております。

次ページをご覧ください。次ページ以降は個別の指標の状況となっております。表の見方でございますが、一番左の欄が計画の施策体系の区分、次に指標名、三つ目の欄の上段が計画策定時の基準値、下段が目標値、その次の四つ目の欄が実績、一番右側に現状及び今後の取組の方向性等が記載されております。この実績値の右側にある矢印につきましては、前年度に対し、値が好転しているものは斜め上向き、白抜き矢印、値が後退しているものは斜め下向きの黒く塗りつぶした矢印、横ばいの場合は右向きの矢印としております。以上が成果指標の進捗状況のご説明となります。

続きまして、こちらは参考までにつけさせていただいたものでございますが、さらに9ページおめくりいただきますと、「長野県子ども・若者支援総合計画 令和5年度施策の実施状況について 県民の希望をかなえる少子化対策の推進に関する条例第18条の規定による報告書（素案）」という資料がございます。こちらは、今申し上げました条例に基づき、議会報告いたします報告書の素案でございます。参考までにまたご覧ください。

続きまして、資料1-2をご覧ください。「計画の一部改訂について」ご説明させていただきます。

「1 改訂の目的」をご覧ください。現行計画策定後、昨年4月にこども基本法が施行され、12月に「こども大綱」が閣議決定されましたことから、所要の改訂を行うというものでございます。

「2 改訂の主な内容」をご覧ください。「こども大綱」のこども施策に関する基本的な方

針を踏まえまして、計画の基本姿勢などの内容を修正するとともに、関連する法令改正の反映や施策の追加などを行う予定としております。

「4 改訂のスケジュール」をご覧ください。今後、素案の検討を行いまして、また当協議会でもご議論をしていただきたいと思いますと思っておりますので、よろしく申し上げます。ご説明は以上です。

(荒井会長)

はい、ありがとうございます。今年度長野県子ども・若者支援総合計画の一部改訂ということをご想定しておりますので、それに対するご意見をぜひここでいただきたいと思います。

なお、議事録の作成の関係からマイクがききましたら、所属とお名前をいただいた上でご発言いただきたいと思います。では議事1の部分ですけれども、いかがでしょうか。

(木村委員)

今、こちらの指標の状況をお聞かせいただきましたけれども、この資料1-1の2「目標を達成している指標」の16 育児休業の事業所ですね。男性従業員の育児休業取得率というところが上がっているというようなことがわかりました。

こちらは自治体職員ですとか、県の職員とか調査データが含まれているのかどうかということをお聞きしたいと思っております。

それともう1点、たくさんある指標の中の17、1-6、ページですと4ページになりますが、やまほいく認定の保育園の数が上がっていますけれども、こういった保育認定、この後出てくるフリースクール認証なんかもありますけれども、こういった認定制度なんかがありますと、やっぱり書類が大変だとか、私の知っている自治体の中でも、やまほいく認定を受けないかという話をすると、書類とかその手続き事務関係が大変なので、何かそういったところまでやるかどうかを迷っているというような話がありました。そういった話とか、あとはその団体の考え方なんかでやまほいく認定を取らないといったこともあるのかどうかという、その辺りを掴んでいるかどうか教えてください。

(荒井会長)

以上2点をご質問いただきました。よろしくお願いいたします。

(労働雇用課 櫻井課長補佐兼労働環境係長)

男性の育児休業取得率の調査対象でございますけれども、県内4,000事業所を対象としておりまして、こちらの回答の中には、官公庁ですとか役所の関係は含まれておりません。以上になります。

(こども・家庭課 児玉家庭支援係長)

やまほいくに関するご質問でございます。やまほいくの認定制度につきましては、園の方からも毎年の実績報告であったり、5年間の更新作業についてかなり作業の方が負担だということでお話を伺っております。そのため、何年かに1回提出していただく資料の簡素化を図っていますが、それでもなお、園の負担というのはあると思いますので、引き続き検討してできるだけ園の負担にならないように検討してまいりたいと思います。この制度自体は任意ですので、基準の方を満たしていても、認定になっていないという例もございますので、こういった点につきましてもできるだけ提出していただく申請書等、できるだけ簡単にし認定してもらうように努めたいと思います。

(荒井会長)

いかがでしょうか。

(木村委員)

16番ですけれども、自治体職員ですとかやっぱり官公庁もそういった方が率先して育児休業、男性も育児休業を行っているっていう姿勢を見せることも重要じゃないかと思うので、そういったことも調査できるのであれば、含めたものも資料としていただきたいなっていうところです。

あと2点目のやまほいく認定についてですけれども、やはり作業の負担ということはあるんですが、認定を受けたことのメリットですとか、そういった魅力を出していただくとか、基準を満たしていても認定されないところの関係性なんかも、今後検討していただけたらなというふうに思っております。

(次世代サポート課 馬場課長)

最初の男性の育児休業の県職員の取得率について、直近の昨年度のデータですと県職員の男性の育児休業取得率は72.3%ということで、その前の令和4年が37%でした。ほぼ倍増ということで増えております。女性については100%ということになっております。県の方でも率先して男性の育児休業について進めてまいります。

(荒井会長)

他にはご質問等いかがでしょうか。

(金山委員)

男性の育児休業取得について、私も一つ質問させてください。

高い取得率が上がっている理由の中に、育児休業法の改正があるというふうにもここにも書かれているんですけれども、産後パパ育休で取得される方が多くなったので、こういう結

果になっていると考えてよいでしょうか。

従来の育児休業が増えたのか、産後パパ育休を皆さんが取られるようになったのか、傾向を教えていただければと思います。

また、そもそも、産後パパ育休の制度がここにカウントされているのかというのも、教えていただきたいです。

(荒井会長)

はい、ありがとうございます。いかがでしょうか。

(労働雇用課 櫻井課長補佐兼労働環境係長)

私どもでも事業を実施しているところですが、やはり産後パパ育休の制度が始まりまして、こちらによるところがかなりの要因としてあるものと認識しております。

(金山委員)

わかりました。ありがとうございます。

どれぐらいの日数取ったかっていうのは今の時点ではなかなかわからないですね。

(労働雇用課 櫻井課長補佐兼労働環境係長)

すみません。そちらの数値までは把握してございません。

(金山委員)

承知いたしました。

(荒井会長)

次に照井委員お願いします。

(照井委員)

資料1-1の3、基準値よりも後退している指標の3番、「県内出身学生のUターン就職率」のことについて3つ質問をさせてください。もし既存資料の中に何かデータがあれば、教えていただきたいのですが、1点目は、Uターンの追い掛け調査といますか、その年度に戻ってきたというよりは、例えば一定期間、県外で就職をして働いた後に戻ってこられた方がいらっしゃるかどうか、このようなデータがあるかどうかお伺いしたい。

2点目は、この就職率を算出した際のデータそのものを閲覧できるものがあれば、教えていただきたいなと思いました。

3点目は、大変難しいのかなと思ったのですが、Uターンを実際にした方、あるいはされなかった方々に対して、Uターンの意思があったかどうかのような内容を問う、例えばアン

ケートであったり、聞き取り等の場があったりしたかどうか、お伺いしたいと思いました。

(荒井会長)

はい、ありがとうございます。

(労働雇用課 櫻井課長補佐兼労働環境係長)

こちらの調査ですが、私ども県の方から大学にご協力いただきまして、長野県出身の学生さんの県内企業への就職状況につきましてお伺いして数値を算出しているものでございますので、理由等の詳細のところは伺ってございません。

一旦県外で働かれた方が戻ってきた理由もこの指標の中に含まれておりません。

県内出身学生のUターン就職率につきましては、県ホームページの政策評価の指標の達成状況のところで公表させていただいております。

もし、公表可能資料がありましたら情報提供させていただければと思います。

(荒井会長)

照井委員からも問題意識をお願いできればと思います。

(照井委員)

ご説明ありがとうございます。大変よくわかりました。

これはあらゆる観点において通じてくると思っていることで、実際に、その人が望むかどうか、というところはあると思います。私も総務省がやっている「地域おこし協力隊」という制度を使って、県外から長野県に移住してきたうちの1人です。私は、好んで長野県に移住をしてきて、協力隊員の任期を明けた後も、今も長野で生活をしていて、この先もやっぱり長野で生活をしていきたいという、平たく言えばすごく長野県が好きで入ってきた人間なんですね。

Uターンにおいても、あるいは結婚を望むかどうか、あるいは理想の子供の数を持てるかどうかというような指標も用意されているのですが、その数値に注目しながら、当事者の方がそれを望むのかどうかというところも考えた上での施策を今後、方向として打っていくことが重要だと思いました。

例えばUターンの就職率そのものが数値としては上がらなかったかもしれないけれど、誰かに言われたからとか、圧があって戻ってきたとかってということじゃなくて、すごく望んで戻ってこられた方が多くなっていくということが、後々いろんな施策においては、影響してくるというか、いい方向に進んでいく材料なのかなっていうふうに思いましたので、そんな意図で質問をさせていただきました。ありがとうございます。

(次世代サポート課 馬場課長)

ありがとうございました。今日の会議の趣旨にもあると思うのですが、子どもや若者の希望ですとか夢を実現するというのが基本的に大事だと思っております。移住したい方の希望をかなえるという点で実現できたというお話だと思いますので、そういったところもご意見を踏まえて検討をさせていただきたいと思っております。

(荒井会長)

伊藤委員、お願いします。

(伊藤委員)

今の点につきまして、少し補足的な説明をさせていただきたいと思っております。

産業労働部さんにはいつも大変お世話になっております。

銀座NAGANOで毎週のようにキャリアコンサルティングをさせていただくわけなんですけど、今まで首都圏中心の事業であったわけなんですけど、ここ数年ですね、実は先日、京都と大阪、関西学院大学ですとか、それから中京圏含めまして、長野県の学生さんが進学した大学のキャリアセンターからのご要望に応じてスタッフが大学まで行っております。そこで、そこに進学した学生さんの長野県へ戻りたいという就職ですとか、ご相談に直面またはオンライン等で対応させていただいております、たった1人とか2人でも行っております、そういった全国で進学した方々が、同時にそこには親戚はあるけれども、親はもう長野県に住んでいないとか、または自分は縁故はないけど、長野県の企業に興味があるとか、そういった方々も実はご相談にいらっしゃいます。同時にそういった個別相談以外にも長野県の企業さんとのマッチングといいますか、そういうところもセミナーとしては昨年やらっております、東京支社長会議におきまして、長野県企業だけでも東京にも拠点があると。つまり、どう働こうかと思ったときに、ちょっと今の生活や今の地域でも、もうちょっと生活したいけど、将来何らかの形で両方の2拠点で働けないかと考えている方々のセミナーを並行して行ってまいりまして、やはり選択して私どもがお会いしている中では、長野県で働きたい長野県と何らかで繋がりながら、自分の将来を描きたいところで、やはり就職期が結構な決断なので、そこで決めていくっていうときに、今現場でお話する感じでは戻らざるを得ないというよりは、自分で選んでいる。っていう方々が戻っていらっしゃる。そういう意味で非常に人が少なく、正直言って少子化というよりは人手不足ということで、非常に求人というよりは、求職者の増は東京の方で、通年での採用というような形になっておりますし、インターンシップ体験をどんどんしていかなければいけないところもあって、手近なところでの選択肢にまず希望が偏りやすいところがあるので、そういう意味で長野県の企業さんや働き方や住まい方の情報を様々な形でどんどんと繋いでいく。具体的にお示ししていくことを深めていく必要があるなというふうに現場では感じています。

(荒井会長)

情報提供、ありがとうございました。

(小澤委員)

区分で言いますと1-3に関わってくることでございます。3ページ、1-3の10、11の辺りです。子どもの数を持たない理由、それから切れ目のない子育てというところに関わってなんですけれども、周産期のこころの医療に関しましては、残念なことに死産を迎えてしまうようなご家族もいらっしゃると思います。この場合、非常に時間が経ってから心傷つきというのはなかなか癒えるものではないということを感じております。この切れ目のない支援に関しまして、出産ではなかったのですが、このようなご家庭の支援がこの枠組みの中に入って行くのかというところで、少しお考えを聞かせていただければありがたいというふうに思っているのが1点です。

引き続き、5ページの19に当たりますが、計画の策定が開始されてから、2021年度からの実績が24ということでプラス1になっています。何か進まない理由というか、そういうところがどのように見えていらっしゃるのかというところも少しお聞きできればと思います。

立て続けにもう一点よろしいですか。6ページ26番になりますけれども、不登校児童の生徒が学校内外で専門的な相談指導を受けた割合というところで、個人的な所感ですけれども、スクールカウンセラーで学校におりますと、特に高等学校の生徒さんで不登校の傾向になった方が学校まで距離があったりとか、いろんな理由でなかなか専門的な相談に小中よりも繋がりにくい印象を持っております。この内訳について少し教えていただきたいと思っております。今後のその支援の多様な仕組みについてさらに検討していくというところで方向性をお出しいただいておりますので、参考になればと思ってお聞きできればと思います。

(荒井会長)

事務局からいかがでしょうか。

(次世代サポート課 馬場課長)

ご質問ありがとうございます。若者の結婚、妊娠、出産、それから子育てという一連の切れ目のない支援ということで取り組んでいるところでございます。

出産のところでの切れ目のない支援となりますが、そういった御意見を健康福祉部とも共有し、今後もしっかり対応していけるようにしていきたいと思っております。

(荒井会長)

ありがとうございます。続いて2点目についていかがでしょうか。

(次世代サポート課 馬場課長)

市町村では計画の策定が必要だと思っておりますが、長野県には小規模市町村が多いので、こういった細かい計画を策定するというのが自治体の体制でなかなか進まないのかと考えております。そうしたところへも策定の趣旨をしっかりとお伝えして、限られた体制だとは思いますが、しっかり対応してもらえるように県から働きかけてまいります。

(荒井会長)

はい、ありがとうございます。続いて最後に6ページ目の2-3のところについていかがでしょうか。

(心の支援課 召田課長)

不登校児童生徒が学校内外で相談指導を受けた割合のこの数字は、小中のみとなっております。この題名は文部科学省の問題行動等の調査のところにあるので、こういう数字が出ているのですが、誤解を招く表現でして、当然、不登校児童生徒、小中の全ての子供たちが何らかのかたちで学校の先生が相談や助言等に行っているところなんですけれども、専門的なということで、担任の先生や養護教諭が相談にのっただけだとここには数字がのってこないで、この数字となっているところです。

ご指摘のとおり、高校での不登校生徒がなかなか相談等に結びつかないということは課題に感じているところでして、現場の校長会等との連絡、連携をとりながら支援を継続してまいりたいと考えております。

(小澤委員)

それぞれのご回答大変ありがとうございました。出産期の死産に関しましては、その後で話せる人が欲しかったという感想を思っている方がたくさんいらっしゃるということをお聞きしたことがありまして、そしてその悲しみは、次のお子さんができてお生まれになっても、変わらないということもおっしゃっております。

楽しんで子を産んでいきたいなという思いの助けとなるような、そんな支援ができていければいいなと思っております。

あと、貧困の対策の計画策定に関してもご回答いただきありがとうございました。小さい市町村レベルになってきますと、大きな計画を立てるということ自体が大変なことではないかということを想像しますので、またご助言等をしていただければ助けることになるのではないかなと感じました。

それから不登校生徒の関連について、もう一度義務教育というところで見直してみます。高校生に関しまして、ちょっと興味深い点でもありますので、そういったことを調査しながら居場所の検討や専門的な相談に繋げていけると良いかと思っております。また、私自身も現場でささやかな一助になればいいなと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

(荒井会長)

ありがとうございました。この他、いかがでしょうか。

(金山委員)

2点質問をさせていただきます。8ページ目の36番「朝食を欠食する児童生徒の割合」についてなんですけれども、調査の仕方が朝食の大切さを理解することで行動変容効果につながっていくということが書かれています。この調査の仕方なんです、親が朝食を用意してくれたにもかかわらず食べなかった子どもの割合というふうに考えていいのでしょうか。

貧困家庭であったり、その周辺家庭であったりすると、食べさせたくてもご飯の用意ができない、朝食食べられないから学校で給食を食べてね。と言って送り出されているというご家庭もあると聞いております。調査の仕方が気になりましたのでそのことについて教えてください。

(保健厚生課 佐藤課長補佐兼保健・安全係長)

それにつきましては、家庭の事情といいますか、親が作らないということに起因しているということで集計されているかと思えます。直接関わってなくて確かなことが言えないですけれども。

(金山委員)

親が作らなかったという質問の仕方でしょうか。

(保健厚生課 佐藤課長補佐兼保健・安全係長)

ということに起因されていると思えます。

(金山委員)

ありがとうございます。朝食の実態調査を前から御配慮いただきたいと思っていたのですが、自分が食べたくなくてとか、時間がなくて食べなかった、こどもの意思で食べなかったというのを、朝ごはんは大事ですよと学校で習うような実態調査であれば差し支えないと思えます。しかし、生活困窮で困っている子どもたちが朝食を食べないのは悪いことなんだと思わざるをえない状況はしんどいなと思ひまして。子どもの生活調査は大事だと思うのですが、そういう家庭もいるという前提で、調査をしていただけるとうれしいなといつも思っています。

(荒井会長)

ありがとうございます。2点目に関して、お願いいたします。

(次世代サポート課 馬場課長)

こちらは、まず基準値のところですが、5年間の累計で表記しております、その横の令和5年の実績が単年度の1年間の数字になっておりますので、5年間の累計と1年間の数字の比較ができないものですから、好転や後退の印を付けていないということになります。

(金山委員)

わかりました。ありがとうございました。

(荒井会長)

他に、いかがでしょうか。

(木村委員)

時間が押しているところすみません。いくつか質問があるんですけども、特にお聞きしたいところなんですけど、20番5ページですね、信州こどもカフェについてです。この市町村の信州こどもカフェの数っていうのを指標にされているんですけど、実はこの信州こどもカフェの基準がはっきりしておりません。子ども食堂や子どもの居場所はたくさん今できているんですけども、信州こどもカフェというふうに各振興局に登録といたしますか、何かその基準がはっきりしていないので、この数、どういう形に指標にしているのかちょっと謎でした。補助金等の県社協にお願いしている補助金の基準はあるんですけども、実は信州こどもカフェとはこういう基準ですという明確なものがないということをお聞きしています。できるだけそんなにきつい基準じゃなくても、基準を作ってそれを数で数えていかないと、ちょっと指標にならないんじゃないかなっていうのは思っているのが一つです。

あとですね7ページ、8ページ辺りの行っている施策についてなんですけれども、今まで出てきました子育て中の家庭に対する支援策、長野県はとてまたくさんの支援策を出していると思います。様々な支援があるんですけども、それがなかなか住民に伝わっていない、子育て中の方たちに伝わっていないところを感じているんですけど、せっかく今の信州こどもカフェですとか子ども応援プラットフォームですとか、または各自治体で今、子どもの居場所の連絡会のようなものが行政とあと学校ですとかそういったところと一緒にやっている自治体も出てきているのを聞いています。そういったところでせっかくの支援策をきちっと伝えていくようなことをすることで、実際に使えるようになるんじゃないかなというふうに思っています。

あともう1つ、11ページ5節の障がいのある子どものところなんですけれども、1つだけお聞きしたいことがあって、障がいのある子どもの支援についての環境整備についてはいろんな施設等あるんですけども、実はトイレのおむつ替えのベッドのほとんどがベビー

ベッドです。2歳ぐらいまでしか使えないんです。3歳過ぎて小学生とかそういった年齢のお子さんは大人用のベッドでないとおむつ替えができないので、出かけるときにどこにそういうベッドがあるのかっていうのは、大人もそうですし、子どもが2歳以上の障がいをもつ方っていうのは出かけづらいっていう現状があります。例えば県庁、先日聞いたときにはちょっと大きいベッドはなかったような気がするんですけども、そういったことの推進、新しくトイレを設置するときにはベビーベッドを大きなベッドにするっていうことを推進するとか、実は私、孫の世話をしたときに大きなベッドで赤ちゃんのおムツを替えたらとても楽でした。だから、ベビーベッドを大きくするだけのことなのでそんなにお金もかからないので、そういう推進をしたらどうかなと思います、話させていただきました。

(荒井会長)

はい、では3点お願いいたします。

(次世代サポート課 馬場課長)

お答えさせていただきます。1点目の20番信州こどもカフェの基準ということで今お話ございましたけれども、一応私どもとしましては信州こどもカフェの定義としまして、学習支援や食事提供、それから悩み相談、学用品のリユース再利用、高齢者との交流など複数の機能を提供する月1回以上計画的に開催されているそういう子どもの居場所を信州こどもカフェと定義しておりまして、私どもとすればこういった基準で運用させていただいております。

2点目ですが、子育て中の支援が住民の方に伝わっていないのではないかとということで、いろんなこどもカフェですとか学校とかへしっかり伝わっているかという意見だったかと思います。確かにそのとおりかと思っております。子育て支援メニューの資料をご覧いただきたいと思いますが、いろんなホームページで発信がございますけれども、実際のお母さん方の繋がりの中で、しっかりこういった支援策が伝わっていくという仕組みが大事だと思いますので、ご指摘いただいたような内容も踏まえてしっかりと取り組んでまいります。

3点目につきましては、障がいのあるお子さんのトイレやベッドへの対応ということでお話があったかと思っております。これも後ほどの意見交換で出てまいります、こどもまんなかの取組の話かと思っております。トイレの改修や県の施設、民間の施設、とにかく県だけではなくて、産業界の皆さんなど社会全体で取り組めるよう、そういった視点をしっかり発信しながら取り組んでいきたいと考えております。以上になります。よろしく申し上げます。

## (2) 子どもの性被害と条例の適用状況について

(荒井会長)

次に、(2) 子どもの性被害と条例の適用状況について事務局から説明をお願いいたしま

す。

(次世代サポート課 高野青少年育成係長)

資料2の「子どもの性被害と条例の適用状況について」説明いたします。

1、子どもの性犯罪被害の状況でございます。これは長野県警が認知・検挙した件数となりますけれども刑法犯、特別法犯、県の条例違反といった違反種別ごとに、子どもが被害者となっている件数や人数を表したものでございます。グラフをご覧くださいますと令和5年は強姦性交等・強制わいせつの認知件数が前年比プラス13件と増加しております。その背景には、社会情勢の変化等様々な要素が考えられますけれども、昨年7月の刑法改正により犯罪の構成要件の変更が行われたことなどが要因の一つになっていると考えられます。グラフの下に記載している表ですけれども、上が県内、下が全国の件数をお示ししているものです。次のページをご覧ください。一番上に記載しました「SNSに起因する事犯」の被害児童数と「児童ポルノ事犯における自撮り被害」児童数の推移をご覧ください。左側の県内における「SNSに起因する事犯」は令和3年まで減少傾向でありましたけれども、令和4年には再び増加し、以前と同水準となっております。「自撮り被害」につきましては、令和4年の半分に減少しております。右側の全国の状況ですけれども「SNSに起因する事犯」につきましては、令和元年まで増加傾向にありましたが、以降は少しずつ減っている状況でございます。「自撮り被害」につきましては500件以上で推移しているところです。

続いて2の「長野県子どもを性被害から守るための条例」の適用状況でございます。本条例は他県の青少年保護育成条例と異なり、子どもを性被害から守る点に特化した条例となっております。罰則を伴った規制項目としましては威迫等による性行為等の禁止や午後11時から翌朝4時までの深夜外出の制限について定めているところです。表は、罰則の適用がある規制項目違反の件数を県警からの報告をもとに集計したものでございます。「威迫による性行為等」につきましては、罰則規定が施行されました平成28年11月から現在まで県警からの報告はございません。また、「深夜外出制限違反」につきましては昨年度は0件、これまでの累計は5件でございます。その下の方が「威迫等に該当しない性行為等」これは条例による罰則の規定はございませんが昨年度は0件、これまでに5件の報告がございました。

続いて3の長野県性暴力被害者支援センター「りんどうハートながの」において令和5年度中に受理した性被害に関する相談件数のうち、被害者の被害時年齢が18歳未満の件数となります。47件となっております。

4の長野県内の児童相談所の状況につきましては、令和5年度中に県内の児童相談所が対応した児童虐待相談件数は2774件で、そのうち性的虐待が28件となっております。

続きまして3ページをお願いいたします。令和6年度における「子どもを性被害から守るための取組関係事業」でございます。昨年度から事業拡充などをした主なものについてご説明いたします。まず3ページの2「子どもの性被害の予防のための取組支援事業」につきましては、令和5年度に地域において開催された学習会や研修会の開催回数は189回、参加者

数は延べ1万8997人で令和4年度と比べプラス40回余り、参加者数も3500人余の増となり、今年度も増加が見込まれているところです。次に4ページの8「インターネットの適正利用」の関係ですけれども、真ん中の青少年のネットトラブル相談事業について、予算額としましては昨年度とほぼ同額でございますけれども、スマートフォン等の長時間使用など利用頻度の増加に伴いまして、ネットトラブルの相談につきましても、増加が見込まれているところでございます。それから5ページの20番「スクールソーシャルワーカー活用事業」、また6ページの28番「スクールカウンセラー事業」につきましては、予算額をそれぞれ増額しており、様々な悩みを抱える児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、事業の更なる充実を図っているところでございます。本日の議論を踏まえまして、子どもを性被害から守るための取組みを更に推進してまいりたいと考えております。7ページ以降につきましては条例の概要資料等でございますのでまたご覧いただければと思います。

(荒井会長)

資料2を中心として、ご意見ご質問等いかがでしょうか。

(伊藤委員)

昨年、一昨年とこの協議会においてお願いしていた件が一件あり、それは、外部講師、部活動等の外部委託に伴い、外部講師に対する、わいせつ等から子どもを守るための教育を是非進めていただきたいということをお話させていただきました。その際、県教委のご担当からは実施いたします。というふうにお話をされていたのですが、本年度に入り、中信地区の学校で外部講師による性被害が実際に報道されたところでございます。

質問でございますが、昨年度の外部講師、部活等に関わる外部の方々に対する、性被害から守るための研修は何回実施され、どのようなかたちで行われ、何名の方が受講されたか教えていただければと存じます。

(保健厚生課 佐藤課長補佐兼保健・安全係長)

その点については引き継いでおらず、直接の係ではないのでけれども、今データを持っていないということで、申し上げることができません。

(伊藤委員)

ありがとうございます。この協議会で毎回、毎回お願いをしており、それは本年度あったような被害をたった1人でも絶対に起こしてはいけないと、その方の一生に関わる、その被害者の一緒に関わることだと思っておりますので、今までお願いをしております。

もし、データがないということならば、是非、新年度、今年も含めた上で、まず県教委としては、まずは高校におけるそういった外部講師への研修を実施するということを計画していただけないかという要望、市町村においては、県教委が直接というよりは、市町村教委

に対して、講師派遣をするなり、そうした行為をちゃんと実施していただきたいということを通達するなり、積極的に推進していただくようなかたちで関わっていただきたい。

やはり、引き継いでいないというお話はとても残念なご返答で、それによって被害に遭われた方は、ここから生きて行けばいいのか深い問題だと思いますので、是非、重要な問題としてお考えいただけないかというふうに思います。

(保健厚生課 佐藤課長補佐兼保健・安全係長)

今回、松本市の事件を受けては保健厚生課の方で担当しておりますけれども、すみません。その引き継いでいないというのは、データうんぬんについて、私が認識していないだけかもしれません。申し訳ないです。

今回の松本市の事件につきましては、直接は松本市の教育委員会が担当となっておりますけれども、県の教育委員会におきましても、外部指導者は学校との直接契約みたいなところがありまして、いわゆる部活動指導員は会計年度職員ということで県なり市町村の処分の対象にもなりますし、目が行き届いているかと思うのですけれども、学校との直接契約ということで外部指導員については、今まで曖昧だったところがあると承知しております。県の教育委員会におきましても部活動指導員を対象とした研修会に外部指導者も含めていくとか、外部指導者の身分そのものについてももう少しちゃんとした制度化ができないかということと、それから通常、学校と誓約書等を結んで、性被害といいますか、その点についても誓約書等でうたってはいるのですけれども、それが全然機能していなかったということで、もう少し日本版のDBSですとか、そういう規制の導入なども検討をしているところでございます。

(伊藤委員)

ありがとうございます。外部指導をお願いすることそのものがとても難しいという話も承っております。しかし、契約の際に誓約書、または自己分析チェックシート、リーフレット等、もうすでにあるツールを各学校、または市町村教委も含めて契約時にはまず目を通していただく、署名をいただくということだけでも最低限すすめていただき、やはり意識化していくことを是非、具体的な形で推進していただきたいとお願いしたいと思います。

(荒井会長)

ありがとうございました。では課長からお願いします。

(次世代サポート課 馬場課長)

事務局といたしましても、昨年度、一昨年度からのご意見だったということで大変申し訳なく思っております。教育委員会と連携してしっかりと対応してまいります。よろしく願いいたします。

(荒井会長)

他にこの資料2と関わっていかがでしょうか。

(木村委員)

今、学校での外部講師の研修のお話がありましたけれども、こちらの性被害防止の資料の4ページ、5ページの取組関係事業というところに子どもの居場所等も相談の場所として載っているんですが、現在そういった居場所を運営している団体も、例えばフリースクールでセーフガーディング研修を自分たちで行ったりですとか、3ページの3番の教職員全員に対する研修を行っているとかそういったことも書いてあるんですが、子どもが安心して行かれる居場所についても、そういったことを推進していただいたり、声かけをしていただいたり、または講師の派遣ですとか、研修のことを周知していただくとか、そういったことをしていただきたいんですが、そのあたりはされているのか。状況はどうなのかわかりますでしょうか。

(荒井会長)

居場所関係者あるいはフリースクールも含めて子どもに関わる、研修のあり方について、いかがでしょうか。

(次世代サポート課 馬場課長)

現状では、各施設さんの方でご判断いただいて対応されていると思います。

先程、教育委員会からありましたけれども、子どもの性暴力の関係でいわゆる日本版DBSについては、法律が制定されまして、学校とか保育園とか義務で行うところのほか、学習塾とかスポーツクラブなどが任意で行う制度があります。そういった制度についてフリースクールやこども食堂など、このような施設に対しても、今後どうしていくかというところは議論した方がよいと思いますので、我々もそういったところをどのように対応していくかについても考えてまいります。

(荒井会長)

はい。ありがとうございました。他にはこちらの部分に関していかがでしょうか。

(宮原委員)

NPO法人子どもとメディア信州の宮原です。よろしくお願ひします。今回ここに書かれているインターネットに関するアンケートの方と一緒にやらせていただいている関係でありますけれども、本年度の様子を見させてもらおうと中学生のスマホの所持率が一気に上がってきました。今まで1年生はそれほど持たなかったんですけども、1年生は4割近く、2

年生は6割近く、3年生は8割以上の所持率になってきました。自分専用のスマホです。そうすると、やはりそこからSNSの利用によって、この性被害に結びつく事案というのはまた増えるんじゃないのかなと大変危惧しています。我々も講演会活動やインストラクターの養成をしているわけですが、とても追いつかない部分があります。そのときに、高校生に対してのICTカンファレンス等を活用されているのが分かりますが、例えば今回教育委員会の方で作られているGIGAワークブックの方には、確かにそのGIGAの推進については、十分書かれているかと思うんですけども、そういう性被害に関する指導とか、それについてちょっと情報が少ないような気がするんですが、これが今回の結果を見ると、性被害が増えていることを考えた上で、協議会の方ではその辺については、特に義務教育学校に対する資料作成等のお考え等があったら教えてください。

(荒井会長)

はい、ありがとうございます。いかがでしょうか。

(心の支援課 召田課長)

子どもとメディア信州さんには令和2年からこのアンケートについてご協力いただきましてありがとうございます。

ご指摘のようにスマホやインターネットに接続できる機器を所有する割合が低年齢化していることは承知しているところです。また、小中学生に関しての情報モバイル教育の必要性も十分理解しているところで、校長会及び生徒指導連絡協議会等で情報モラル教育の必要性を周知してまいりたいと思います。

(荒井会長)

はい、ありがとうございます。他にご意見いかがでしょうか。

(小澤委員)

ご説明ありがとうございました。

こちらの性被害の適用状況についてのグループを見ましても心配されるところですが、2ページの3番、りんどうハートながのさんに繋がっている相談件数がありまして、ここに繋がってる方もいてよかったと感じております。

私もこちらに登録させていただいておりますが、対応の内容について60分6回という回数で上限が設けられております。ただ厚生労働省等で掲載されているようなエビデンスのあるトラウマ治療を実施した場合に、お子さんではTF-CBT(トラウマフォーカスト認知行動療法)というトラウマにフォーカスした治療を行っていくこともありますけれども、一定の回数が必要です。ですので、もちろんこのりんどうハートながのさんでは初期的な対応の確保というところで時間を設けられていると思いますが、やはり中長期的な支援って

いうところが必要だと考えます。ゆくゆくはパートナーとの本来の愛情を育んだりとかお子さんを持ちたいとかに直接関係することであるかなと思いますので、長い目での支援、必要ときに受けたいという支援もお願いしたいと思っております。そのようなところでの何か計画とかは実際あるのかどうかもお聞きできればありがたいと思います。

(荒井会長)

はい、ありがとうございます。いかがでしょうか。

(人権・男女共同参画課 神戸企画幹)

りんどうハートながのの支援に関するご質問をいただきました。心理的支援のカウンセリングのご質問かと思えますけれども、ご発言いただいたとおり心理的支援につきましては6回までの限度ということでやっております。りんどうハートの役割は急性期の支援というところの役割が非常に大きいので、そういう対応をこれまで開設以来しているところですが、中長期的な部分、最近そういった相談も多くなってきていますので課題かなとは認識しておりますけれども、そういったりんどうの支援のあり方につきましては運営懇談会でご意見を伺っていますので、そういったところでご意見をいただきながら今後の対応については考えていきたいと思えます。

(小澤委員)

ありがとうございます。是非前向きにご検討いただければと思います。

### (3) 信州型フリースクールに認証制度等について

(荒井会長)

続きまして議事の(3)信州型フリースクール認証制度等について事務局の方からご説明をお願いします。

(次世代サポート課 玉井次世代支援係長)

それでは、資料3をご覧ください。県内の不登校児童生徒の数でございますが、全国と同様に10年連続で増加する中、子どもたちの受け皿となっております民間のフリースクールの運営は厳しい状況となっております。県では昨年度に制度検討を重ねまして、信州型フリースクール認証制度をこの4月に創設いたしました。学校以外の多様な学びの選択肢を充実させるため、フリースクールを公的に認証しまして、運営経費ですとか体制への支援を行うものでございます。チラシ表面の認証基準でございますが居場所支援型と学び支援型の二つの類型ごとに13項目ございます。その半分程度を記載してございますが、主なものといたしまして、運営は法人・個人問わず県内の義務教育段階の利用児童生徒が複数いるこ

とですとか、平日日中の時間帯での一定以上の開所日数、1年以上の活動実績や利用児童生徒の在籍校との連携体制といたしまして、個別の支援方針等を作成して、在籍校と共有していることを要件としています。

次のページチラシ裏面でございますが、認証フリースクールに対しましては、人件費や支援の充実に必要な経費に対しまして補助率1/2としまして類型別に最大200万円の補助金を交付いたします。スケジュール等は、ご覧のとおりでございますが、今年度は3期に分けて認証を行う予定でございます。

それからチラシ一番下でございます。県による運営体制の支援といたしまして、フリースクール職員の支援力の向上を図る研修の仕組みですとか、フリースクール情報ポータルサイトによる情報発信については、現在構築中でございます。その他支援者同士の相互の連携を促進するというサポート人材の配置を進めているところでございます。サポート人材の配置につきましては、次のページでございますが、不登校支援機関連携推進員という名称で、この4月から県の中信と北信の2つの教育事務所に1名ずつ配置しています。図のとおり、市町村や福祉施設など様々な不登校関係の支援機関がございますが、こういったところを訪問しながら支援体制の充実ですとか、関係者間の連携を推進してまいります。それから事前送付になかった資料でございますが、昨日第1期分として初めて認証した信州型フリースクールを公表いたしました。

4月から1ヶ月間募集を行いまして、学び支援型につきましては17ヶ所、居場所支援型につきましては6ヶ所、計23ヶ所を県で認証いたしました。認証に際しましては書類審査に加えて現地確認を行った上で、外部有識者による認証懇談会での意見を参考にして、認証事由に適するか総合的に判断しています。

次の2ページはその一覧表と認証マップになります。ご覧いただければと思います。ページめくっていただきまして、次のプレスリリース資料ですが、本日第2期の募集を早速開始してございます。フリースクールは、居場所や学びの場の一つとして重要な役割を果たしておりまして、認証された箇所だけが全てではございませんが、今後も子ども達が安心して多様な学びを選択できるよう、県それから市町村の教育委員会とも連携しながら継続的な支援を行ってまいります。

関連して1点、次のページでございますけれども、県では「多様な学びを考える支援者のつどい」という懇談の場を設けておりまして、今年度はオンラインで8月2日、それから9月2日に開催予定でございます。フリースクールの認証制度もそうですけれども、本協議会の荒井会長にも入っていただきまして、他分野や地域での連携づくりを考える機会としまして、ぜひご興味のある方はお申込みいただければと思います。1回目が本日締切となっております。駆け足ではございましたが、制度の概要と認証の状況については以上になります。

(次世代サポート課 馬場課長)

続きまして参考資料が後ろについておりますので、説明させていただきます。参考資料1

でございますが、リーフレット「といろ」と書いてありますけれども、昨年4月に県から信州大学附属病院に委託しまして開設しました、長野県発達障がい情報・支援センター（愛称「といろ」）のご紹介でございます。

中をめぐっていただきますと、このセンター「といろ」の取組ですけれども、支援者向けの研修会など人材育成をはじめ、情報収集発信、普及啓発それから医療・教育等との連携を行っているものでございます。

続きまして、参考資料の2のヤングケアラー支援の関係をご説明させていただきます。最初のページが一般県民向けのヤングケアラーの認知度向上を目的とした研修会を8月10日に伊那市で開催します。県のヤングケアラーの支援の取組としては、3ページ以降になりますけれども、昨年6月から県の社会福祉協議会に委託しまして専用の相談窓口の設置やコーディネーターの配置、それから研修会の開催に取り組んでいるところです。先程ご説明しました研修会もその取組の一つでございます。それから最後の5ページでございますが、ヤングケアラー支援のために外国語対応の通訳派遣の支援を行っております。簡単ですが、私からの説明は以上です。

（荒井会長）

はい、ありがとうございました。こちらは今年度からスタートした新しい仕組みを中心とした説明でありましたけれども、ご質問ご意見いかがでしょうか。

（西村委員）

この信州型フリースクール、本当にこれは素晴らしいことだと思います。

逆質問で申し訳ないんですけど、児童養護施設の子どもたちも通っていいわけですよね。年齢的なものとか、多分、中卒の子どもさんを対象にしているのかなと思うんですけど、その辺のことですとか費用面のことがこれからちょっといろいろ出てくるんだと思いますけれども、措置という制度の中で児童養護施設の子どもたちがこういうふうなところでも通えるような仕組みであると嬉しいなという感想も含めてよろしくお願ひいたします。

（荒井会長）

はい、ありがとうございます。ではお願いします。

（次世代サポート課 馬場課長）

この信州型フリースクールの対象としましては、義務教育課程のお子さんが対象というところで、小学生・中学生に対して支援が行われるフリースクールが対象としておりますが、認証とは別に高校生とか中学を卒業した方が通われているというところもあります。料金につきましては、それぞれの施設によって異なりますけれども、月3万円が平均的な料金とされていますが、無料で運営している施設もございますので、施設によって料金は様々か

と思います。

(荒井会長)

他にはいかがでしょうか。はい、お願いします。

(金山委員)

信州型フリースクールの認証について、どこかに相談したいけど、自分から飛び込んでいくのが怖いというか、繋がりたいけれどもどういうふうなフリースクールなのか分からないから、ちょっと躊躇するっていうような声を子育て中の方から聞くことがあるので、こういう認証制度がスタートしたというのはすごく心強いことなんだなと思います。今回23か所を認証ということで、すごく手間も時間もかかる中、素晴らしい制度だと思うのですが、どれぐらいの最初に応募があつての認証の23か所だったのか教えていただきたいです。

(次世代サポート課 馬場課長)

申請につきましては第1期ですね、25か所から申請があつた中で23か所を認証しました。

それから、どんなフリースクールがあるかにつきましては、県の方でもこれから情報発信のためのポータルサイトを作って、説明資料3の2ページの下の方にちょっとあるのですが、フリースクールの関係者や利用される子どもや保護者に伝わるようなポータルサイトを作っていきたいと考えております。

(荒井会長)

よろしいですかね。ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。はい、お願いします。

(木村委員)

フリースクールに認証していただいたフォースマイルですけれども、ちょっと一つお願いがありまして、今ポータルサイトの話が出ました。一般の方に知ってもらうのにすごく非常に良いと思うんですけれども、2点お願いがありまして、1点目は、まずポータルサイトは良いんですけれども、各自治体と、この各フリースクールとの関係性みたいなところをきちっと作って行って欲しいというのがあります。各教育事務所で不登校・いじめに関する研修会といいますか意見交換会みたいなことを企画されていると思います。私も何度か参加したことがあるんですけれども、そのときにその情報が南信教育事務所のところ、自治体にはいつているんですけれども民間団体になかなか情報がこないです。それは自治体にはいつているので、自治体から不登校支援のそういった団体にお知らせするっていう上手い流れができていけば良いと思っています。それが結局のところ一般の方がそういった居場所を知ることになったり、気兼ねなくそういったところに相談できることに繋がると思いま

すので、そのあたりをお願いしたい。後、認証を受けていないところはポータルサイトでどういう扱いになるのか、認証を受けているところだけなのか、その辺りもちょっとお聞きしたいです。

(次世代サポート課 馬場課長)

2点目の方からお願いします。こちらは認証されたフリースクールだけではなく、認証されていないフリースクールも含めて紹介したいと思います。

1つ目のですね、教育事務所と各フリースクールとの連携の話かと思うのですが、先程の資料3の3ページで説明したように、中信と北信の教育事務所に不登校支援機関連携推進員という、次世代サポート課で予算化をしました推進員が伺いましてフリースクールですとか在籍校との連携あるいは市町村教育委員会との連携等の役割がありますので、ご指摘ありましたように、教育事務所と各フリースクールがしっかり連携できるように対応していきたいと考えております。

#### (4) 人口減少対策に係る意見交換 テーマ「こどもまんなか社会を実現するには」

(荒井会長)

では、5議事の(4)の方に移らせていただきます。人口減少対策に係る意見交換ということで、御意見をいただきたいと思います。

(次世代サポート課 馬場課長)

資料4をご覧くださいと思います。まず資料4のこちらの方は、経緯は現在、局長のあいさつにもありましたけれども、人口減少対策に関する戦略を年内に策定するということでありまして、若者をはじめ、県民の方と意見交換を行っているところございます。本日は青少年問題協議会の委員の皆様からもご意見を頂戴したいという趣旨でお時間を設けさせていただいています。テーマはそこに書いてあるように「こどもまんなか社会を実現するには」ということで2番をご覧くださいますと、意見交換の観点として、「こどもまんなか社会」の目指す状態ですとか社会全体でできること、それからあなたができること、こちらの3点からご意見をいただきたいと考えております。

こどもまんなか社会のイメージですけれども、おめくりいただきまして2ページ目のその下の方にスライドがありますけれども、これ昨年12月にこども大綱が閣議決定されまして、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会、いわゆるウェルビーイングの状態のような社会を目指していくということとされておりまして、続きまして、5ページをご覧くださいますと、県でもこれを進めるために「ちょっとした気づかいありがとう」などの「こどもまんなか」の啓発に取り組んだりですとか、そして6ページ、7ページをご覧くださいと思います。先ほどちょっとお話ありました子育て

て家庭の経済負担軽減、こちらを応援するチラシを作ったりですとか、8ページをご覧いただきますと、こどもまんなか応援サポーター宣言の取り組みなどを進めているところがございます。それから9ページから最後の11ページなんですけれども、これまでの長野県将来世代応援県民会議の部会、総会で出された意見を掲載しております。こうした意見を参考にしながら本日は、さらに踏み込んだご意見をいただければと思います。

限られた時間の中で大変申し訳ありませんが、ご意見を頂戴したいと思います。

(荒井委員)

よろしく願いいたします。

(照井委員)

子どもたちが考えていることとか、あるいは子どもたちが取り組んでいることっていうのが、今後の実践していくこととか、今後の実践していく方向性に、反映されているなっていうような、そういう実感を子どもたちが持てるかどうかっていうのがこの「こどもまんなか」っていうところにおいての意味があるんじゃないかなと思います。自分たちが発言したことや、あるいは取り組んでいることが何らかの形で社会的に何か反映されているっていうような状況って、子どもたちの自信とか、最終的には自己肯定感を支えていくんじゃないかなというふうに思います。私もこれまでの高校生の指導、伴走をさせていただく経験の中で感じました。長野県こども・若者支援総合計画も事前に読ませていただいたんですが、中でも第2章に位置づいている「誰でも夢や希望に向けてチャレンジできる社会作り」っていうところは、非常に重要なところだというふうに感じました。今日話に出ているこどもカフェもそうですが、全体的に私がちょっと期待をかけている箇所は、「第三の居場所」にあります。学校においても今、地域に開かれた教育課程あるいは学校づくりなんていうふうに言われていますが、第三の居場所で地域の人たち、大人、子どもが温かな繋がりの中で多様な人たちがそこに集うときには、教師であるとか、生徒であるとか、いろいろな肩書きとか、立場を一度取り外した中で関わりが持てると思うんですよね。その中で子どもたちが何かチャレンジができる、あるいはチャレンジしたことが次に繋がっているんだっていうような印象を持てるといいのではないかなというふうに考えました。

(西村委員)

今、子どもたちを取り巻く現状は貧困など経済格差、地域格差、あるいは学力の格差の拡大など、さらには世代間格差や男女間の格差も残っています。国は骨太の方針2024において、子どもを巡る政策として、こども未来戦略・こども大綱・こどもまんなか実行計画2024に基づき、全ての子ども・若者が将来にわたって幸せな状態で生活を行うことができる「こどもまんなか社会」を実現して、少子化の流れを変え、そしてこの社会経済が持続可能性を高めていくということも謳われておりました。長野県においては「未来を担う子どもの支援に関

する条例」がありました。また国は子ども・若者育成支援推進法の改正案も通っています。子どもの社会的養護については、長野県社会的養護推進計画の後期見直しも図られています。しかし、これは多くの諸施策実行のためには十分な予算がついて、国民や県民に広く浸透し、理解をされ受け入れられていくような方法や工夫が大切かと思っております。個人的な意見ですけれども、国のこの少子化対策を見ても、大都市の大卒の大企業に勤めている若者を想定しているように感じるんですね。地方の零細企業において低賃金で働いている若者が幸せな家庭を築けるような思い切った政策が欲しいです。

(保科委員)

私はこども基本法とか、教育機会確保法を意識した学校づくりを前任地でもしてきましたし、この4月から本校に転勤してからも行っています。委員の皆さんから県の施策についていろいろご意見がありましたけれども、学校現場でよくよく見ると、非常に提供されるサービスの中でも活用できるものもたくさんあって、それは漏れなく前任地のときもそうでしたし、今の学校でも活用させていただこうかなと思います。先ほど委員の中から地域に開かれた学校という意見もありましたけれども、学校の教育課程の編成権というのは市町村や県ではなく校長にありますので学校にそれが委ねられています。学校の中では人間づくりに限界があるので、篠ノ井西中では4月から全て学級編成を組み直して、とにかく目的もなく地域に出て、地域の人たちと偶然でもいいので出会う旅に出よう、ということでそんなことを始めました。今まで中学校というものはお膳立てをして、安全面だとか危険なこととかを配慮しながら、それを踏まえつつ、子どもたちが求めるリアルなものやリアルな地域との繋がりを大切にしようということをや3年計画で始めたところです。子どもたちは多様性だとか、価値観だとかその中で生きている。子どもたちが多様性とか、個性だとか価値観、新しいものに出会っていかないと自分たちもその主役になれないので、社会の価値観を学ぶ訓練をしています。地域の方には、篠ノ井の子どもたちのリアルな姿を見ていただいて、その繋がりがもしかしたら将来的にも今の家庭の繋がりにもなっていくと思います。制度や仕組みを活用しつつ、もっと人と人との繋がりの中で子どもたちを支える、地域に救われる、支えてもらえる、そんなことを取り組み始めた3か月ですので、今回はこんな感じだと具体的にお話できるかもしれません。

(宮原委員)

子どもが関わっている子どもたちの様子を見ると、ネットの中で承認欲求を高めて危険な大人たちと繋がってしまう子どもたちの姿だとか、何を目的にしているかわからなくてずっと動画を見て昼夜逆転してしまっている子どもたちを何とか救いたいなど。今そういう現状を救うために、私自身考えているのは、横に寄り添ってくれる大人の存在。それから自分の成長や挑戦を導いて支えてくれる人の存在が段階的にそういう子たちに繋がっていくんだらうなと思っています。本来的にずっとそれが親であることが一番望ましいと

ころなんですけれども、今現在そうでもないところもあり、第三の居場所という話もとても賛成しているところですが、そういうことがあるので、親たちがそこに目を向けられない時間や勤務体制をそれを支えるために、おそらくこのこどもまんなかの次サポの黄色の資料があるんだと思うんですけど、なぜこういうことを我々がしなければいけないのかっていう、そもそもの目的のところは県民に届いていないんじゃないかなと思います。とにかく、親・子どもがある家庭を守ろう、親たちを支えていこうっていうんだけど、なんでそれが今必要なんだってことがちょっと伝わってない気がします。そのあたりのところをうまく伝える手立てなんか我々も、あの講演活動をしながらかやしていきたいと思いますが、一緒に活動していただけたらありがたいと思います。

(村松委員)

今日は南木曾から来ているんですけど、ここで出ていることは南木曾で果たして通用できるのか。というのは、これから子どもいなくなります。子どもを作りましょうと言っても、若者がいません。働く場所もありません。究極を言うと、あの場所で何をどうやって人を増やすか、そこを考えていかないとこの議論にさえ登れない。そういう地域です。いずれあの地域は町がなくなり、村がなくなり、この前の全国の報告書で出ていましたけど、それぐらい町長含め皆さん、危機感を持って対応しています。危機感を持って対応しているんですけど、あの場所に子どもが残るかどうかわからない、でも、1回外に出てみたい、外に出たら外がすごかった。長野県に帰ってきて木曾に帰ってきて就職しようかって言ったら、ほとんどの子どもたちは1回外に行ったら出たまんまです。長野県に何の産業があって、どこが強くて、やっぱりないんですよ。ああいう限界集落になってくると。だから、今ここで話されていることは申し訳ないんですけど都市部です。都市部の話です。地域に行けば地域に行くほど、この問題っていうのはもっともっと大変なんですね。フリースクールとかそういうこともあるかもしれませんが、フリースクールを作る前に学校に来る生徒がいないんです。フリースクールに行っているような子たちは学校の先生がものすごく手を入れて面倒を見ているし、不登校になったら先生たちは本当に、「いつ学校に出てこられるか」という多様性のニーズの問題、それはもう高校の方でも進めていてオンライン授業とかいろいろ手は打ってます。そういうことも考えながら、この部分を今聞かせていただきましたけど、限界集落には本当にきつい。その中で子どもたちをまんなかで支えていって、地元に残すってことが、もっともっと辛いっていうことが、こういった都市部じゃなくて、地域に行くと大変だなと思っています。出過ぎた言葉で大変申し訳ありませんでした。

(若林委員)

こどもまんなか社会を実現するにはということで、私の娘と協力して考えてきました。全体としての目標設定ですとかノルマやパーセンテージだけで測るのではなく、全体っていうよりは、個々の幸せをきちんと追求していくことが大切だなと考えます。娘が通う高校

の家庭科の授業をちょっと見させていただいたのですけれども。将来像を設計するという学習をしていました。その発表を見させていただく中で、とても心がほっこりしたのでお伝えしたいのですけれども、こういう課題とか問題って考えていくとどんどんつらくなっていくことも苦しくなってしまうこともあるのですけれども、その発表の中で大半の生徒が本当に9割の生徒が自分の将来像について「何歳までにこういう仕事について、何歳までに結婚して、子ども2人ぐらい欲しいな。」みたいなそういう本当に幸せな将来を夢見て発表している子が大半だったんです。本当にそれを見たときに勇気が出た気がしました。そういう子どもたちが実際中学・高校にたくさんいるのに、社会へ出てだんだんとなぜかその夢をあきらめたり断たれたり、なぜか子どもを産むことがノルマだったり、プレッシャーだったり、社会全体の目標設定に乗っかってくることになっていくっていう現状、そして娘のクラスには、クラス公認の学校公認の同性のカップルが2組いまして、そういった多様性も本当に学校の中でよしとされて存在しているんですね。そうすると、その同性カップルの生きやすさだったり、子どもを持つという里親支援だったり、やはりその個別の支援というか、助けが必要になるのかな。それでその人たちが幸せな一生を送っていただけるのかなと思いますので、私は当事者の声をどうやって個々の悩みを拾っていただけるか、拾っていただける場所だったりっていうのをこれから悩みを抱えていくであろう人たちに対し、困ったらここ行けばいいよっていうことを、本当に身近に作っていってあげることが、これから強化していくといいと思います。

(荒川委員)

弁護士として子どもに関わることというのは割と限られておりまして、その中で特に私の方で関与しているものとしては、非行を起こしてしまった少年の付添人といって少年審判などで対応することが多いんですけど、そういう中でやはり「こどもまんなか社会」ということを聞いて思ったのは、非行を犯してしまった通常の、通常という言い方も方も間違っているかもしれないですけども、普通に学校に行って親御さんと関係が良くて、進学・就職していったというふうな一般的に想定される家庭ではない。なかなか難しいご家庭であったり、難しい子たちっていうところがあふれないようにしていただけたらとても嬉しいなと思います。ただ、なかなかそういうのは本人の問題であったり環境の問題であったりっていうところで、そういう中で我々も環境の調整というお手伝いをするところがあるのですけれども、どうしてもそういうときに場所がないっていうのが一番のネックになって働く場所がないとか居場所がないっていうところがあったりするので、そういう中でやはり場所の提供確保というのはぜひお願いできればと思うところがございます。

他方で「こどもまんなか社会」ということでその対象となるお子さんであったりとか若い世代というところに手厚くということはもちろん人口減少を防ぐということが必要だと思うのですけれども、そこで権利というものは常に衝突するものなので、そこはバランスを意識していただきたいです。例えば、若者でも子どもを持たないことを選択する夫婦がいる

かと思うので、こういったところなるべく不公平にならないように、そういったところにも支援が厚く行き渡れば良いと思います。

(伊藤委員)

先ほど村松先生からお話くださった人口集積地の話になるかもしれないので、申し訳ございませんが、景色を変える。彼らが毎日見る景色を変えていけないか。例えばコンビニや公共施設の男性トイレに必ずおむつ替えベッドがある。または男性用の授乳スペースがある。そういった目で見ると景色が明らかに変わっているということが、立ち遅れているのではないか。弊社の社員と今月話しているとき、高校生の息子さんが友達から「えっ？お前のお母さん正社員なの？」と言われたと。「働いているの？」って言われてないだけまだ変わったんだなと思いました。「お母さん働いているの？」って言われてない時代にはなった。でも、彼女はもう14年ぐらい正社員でいるのに正社員なのと驚かれるということは、その方の周りでは、女性が働く、しかも母親が働くということは非正規雇用なり、パートであるということが全く当たり前の日常の景色として見えている。ということならば、私達は男性育休もそうですし、見えている景色をいかに変えることができるかということにもっと積極的であってもいいのではないかと思います。

(小澤委員)

私どもの団体は400名以上になりますけれども、本当に多岐に渡って子どもに関わる領域で心理的な支援に携わっております。

子育てから医療的などころ、そして福祉に関するところ、ケアの中でどのケアも最終的には、子どもさん、そしてお家の方が少しでも幸せに暮らせるようにというところにたどり着くところかなと思います。ただ、本当に求められるニーズが多岐にわたり、非常に困難なケースがとてまたたくさんありますので、私どもの団体として会員1人1人がそのニーズに応じていけるような資質を維持することの重要性を感じております。こどもまんなかに携わっていけるような資質の維持と向上を団体として継続していく努力をしてみたいと思います。こどもまんなかと考えたときに、やはり究極的には安全安心なのかなと。すごくシンプルな言葉なんですけれども安全があって安心があって止まっていた足が歩き始める。探索を始める、その中で自分の感情が湧き出してきて、そして自分の達成感を感じられるというウェルビーイングのところにとどり着くものなのかなというふうに思っております。子どもの安全は親の安全であり社会全体の安全かと思っておりますので、その安全感っていうのをどういうふうに維持していけばいいのかっていう社会に啓蒙していく点では、トラウマインフォームド的などころも発信していくことが必要であるかなというふうに、これは個人として感じております。さらに自身の力も磨きながら一助となれるように努めていきたいと思っております。

(金山委員)

私は保育や教育がどんなことができるだろうということを考えました。こどもまんなか社会を実現するために、子どもたちの声を聞こうっていうことをこども家庭庁もすごく言っているのですが、どんなに小さな子どもでもその子が自分が何をしたいのか、どう思っているのかということを安心して素直に自分の思いを言葉にして出せるように。周りの大人たちもあなたはどうしたいのっていうことをちゃんと丁寧に聞けるような保育教育をしていける保育者を育てたいなって思っています。

誰も経験したことがない人口減少社会の中をこれからの人たちが生きていかなければならない。いろいろ自助共助公助の割合とか全然変わってくると思うんですね。その中で皆でいろいろ知恵を出しながら社会を作っていく人たちを作るためにですね、やっぱり自分がどうしたいのか、皆のためにどうしたらいいのかっていうことを考えたり言えるような子どもを育てたいなというのと、またそれをちゃんと聞ける。聞いて支えられる大人を増やしたいなというふうに思っています。

(木村委員)

まず1点目は、ちょっと先ほどもお話にありましたが、せっかく県は様々な取組をやっていて、各課がそれぞれ似たようなことを重なり合うようなことをそれぞれがやっているところも見受けられるので、そういったところをぜひお互いを活用し合って行ったら子どもたちや家庭の支えがもっともっと充実していくんじゃないかと思っています。

2点目は、子ども・若者の声っていうのが、社会参加ができる子ども・若者だけではないっていうところで、言えない声、やっぱりちょっと弱い立場であったり、言えない子どもたちの声を拾わなければいけないということで、子どもアドボカシーであるとか、アドボケイトの育成であるとか、そういったことがすごく大切になってくると思います。そういった声を捉えるっていうことが重要じゃないかと思っています。

3点目は、子ども向けのこういった計画冊子、子ども向けにはないんですか、という質問を実は何回かこの会議で言わせていただいております。ふりがなが振ってあったりわかりやすくまとめたようなところで、こどもまんなか社会って言いながら大人向けのものしかないっていうところがとても気になっています。子どもが自分自身で自分のことを考えることができる。そういったリーフレットなどを作っていただきたいと思っています。

(佐藤委員)

私は県会議員をさせていただいておりますけど、地元での活動を通して少し紹介させていただきたいと思います。東御市は昨年1年間をかけて、重点政策の中で子育て支援ではなくて、子育て支援をどうしていくか。そういう大きなテーマで取り組んでまいりました。先ほど第三の居場所の話もありましたけれども、やはり子育て支援と子育ては当然両立していかなきゃいけないんですけど、実際に不登校児童がだいぶ増えてきたり、発達支援のお子

さんも診断された方も増えている。また、児童虐待も増加してる中で、これは大変だということの一つの政策として子ども子育て支援を東御市はある財団からの支援をいただきながら「第三の居場所」というのを小学校区のエリアの中で作り、そこに支援が必要なお子さんを学校が終わった後の放課後の時間を児童館・児童クラブに行けないお子さんを支援し、そこで過ごして帰りには食事を提供し、そこで食べていただいてから家までお送りするというのを毎日やってきているんですね。それで育児支援とそれから家事支援もそうなんですけど、実際にお宅に訪問をして、訪問支援員を派遣して、子育て世帯の訪問支援事業が始まりました。そして、発達支援のお子さんに対しては、少人数グループによる親子の触れ合いだったり、個別相談による言語聴覚士と言葉の相談、児童心理精神科医による発達相談をしながら、家庭支援を進めてきています。この4月から児童支援拠点として子ども第三の居場所の「夢ポケット」という名前で始まったわけですけれども、一日定員30人の登録の中で利用者が20人で、あと家庭支援ですね、先ほど食事を食べないお宅があるということの中で家事援助をし、ご飯の用意もしてあげながら送り出すっていうような、本当に家庭で困っている方たちへの支援っていうのが始まりました。私もこの県のホームページでも見る限り、県への相談内容もだいぶ増えてきているっていうことを数字としても上がってきています。そのためには学校とか地域、そして行政、またいろんな機関が子どもたちの意見とか、考えを聴きながら信頼関係を作っていかなければいけないのではないかと思います。寄り添い支援、そしてまた家庭に入るアウトリーチ支援を行うということがとても大事だというふうに思いました。やはり、子どもたちからすると、大人が全て決めて欲しくない。自分たちのことは自分たちで決めさせて。私にも意見を言わせて。そういう声も届いています。そういう中でやはり子どもファーストの政策を子どもの目線で考え、感じたことを施策に反映できるようなそういう地域づくりの中で発信していけたらいいなと思います。東御市は小学校が5つありますけど、小学校区単位の地域づくりも始まっておりますので、その中で子どもも巻き込んだ形での、子どもも大人も一緒にそこで授業をしたり、体験していくっていう経験をこれからさらに作っていかなければならないなと思っています。

(荒井会長)

ありがとうございました。想定していた議事を終了させていただきます。

(次世代サポート課 矢萩企画幹)

荒井会長、ありがとうございました。

今回の開催につきましては、本年11月頃を目途として開催を予定しております。日程については改めて調整させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上をもちまして、令和6年度第1回長野県青少年問題協議会を終了いたします。皆様、ありがとうございました。